

多角的貿易体制は維持できるか

WTOの現状と課題

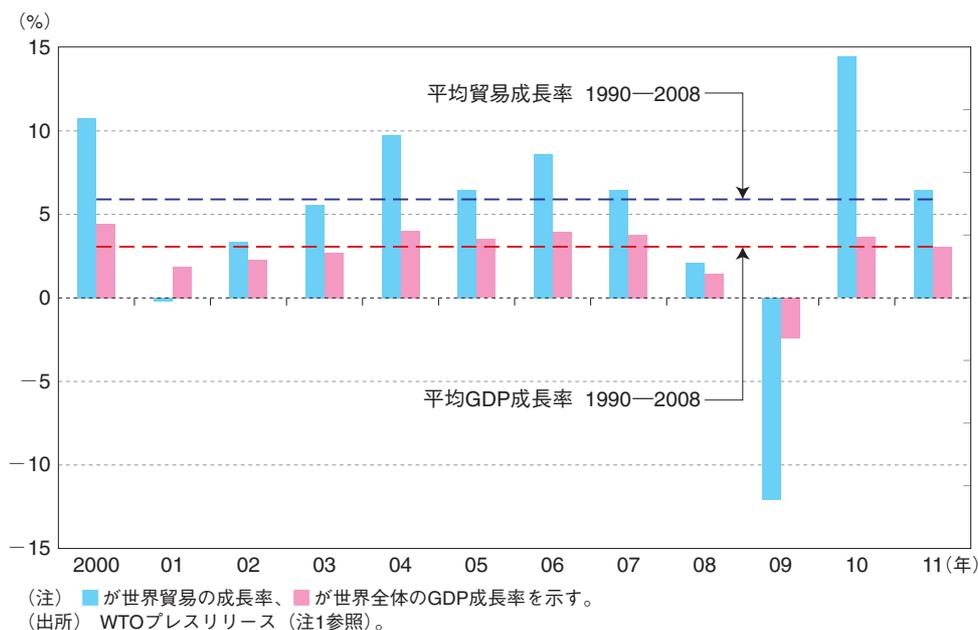
荒木 一郎
Araki Ichiro

はじめに

世界貿易機関（WTO）が発表した最新の貿易統計によれば、2010年に劇的回復をみせた世界貿易の伸びは、短期的には日本の震災の影響や世界的な食料価格の上昇といった不確定要因があるものの、当面の予測としては、2011年においてもペースこそ緩やかになるが拡大基調は維持される見込みとのことである（第1図参照）。また、この図からは、傾向的には常に世界貿易の成長率が世界全体の国内総生産（GDP）成長率を上回っていることがみてとれる⁽¹⁾。

このことだけをとってみれば、貿易活動は米国発の世界金融危機からいち早く立ち直り、世界経済のグローバル化の牽引役として健在であるように見える。しかしながら、こうした世界貿易を制度面で支えているはずの肝心のWTOが機能不全に陥っていると指摘されて久しい。困難な準備過程を経てようやく2001年に開始されたドーハ・ラウンド（多角的貿易交渉）は、開始後10年を経ても終結の見通しがあるとは言えない。政策の現場でもWTOの存在感は薄れ、昨今では貿易問題と言えば環太平洋経済連携協定（TPP）のような地域貿易

第1図 世界貿易の伸びとGDP成長率の対比



協定を中心に語られることが多いのが現状である。

本稿では、WTOを中心とする多角的貿易体制の問題点について検討する。

1 多角的貿易体制の始まりから GATT 体制の確立へ

(1) 多角的貿易体制の始まり

1995年1月に発足したWTOを中心とする多角的貿易体制は、一般にはWTOの前身である関税及び貿易に関する一般協定（GATT）によって築き上げられたと考えられている。しかし、1947年に成立したGATTにはさらにその前身があった。それは国際貿易機関（ITO）の設立をめざした国際連合貿易雇用会議の交渉であった。ITOは、1944年のブレトン・ウッズ会議で設立が合意された国際通貨基金（IMF）および世界銀行と並んで、戦後の国際経済体制を支える「第3の柱」として構想されたものである。ITO設立のための交渉自体は成功裏に終了し、最終的な設立条約（ハバナ憲章）は1948年に成立している。

ハバナ憲章が構想されたのは、言うまでもなく1930年代の保護貿易主義、近隣窮乏化政策が第2次世界大戦の主要な原因のひとつとなったという深刻な反省からである。ただし、国際貿易ルールに関して各国が協調できる枠組みを作ろうとする試みは、1930年代より前から存在していたことも忘れてはならない。第1次世界大戦の戦後処理のために構想されたウィルソン米大統領の平和原則14カ条（1918年）の第3項目として、「経済障壁の撤廃と貿易条件の平等の確保」が含まれていたし、これを具体化する試みとして、国際連盟の主導の下、すでに1927年にはジュネーブで輸出入禁止・制限に関する国際会議が開催されていたし、その後も国際協調の枠組み作りが模索されていたのであるが、結局こうした試みは、1930年代の大不況とそれに伴う保護主義政策を未然に防止することはできなかった⁽²⁾。

第2次世界大戦の惨禍を経て、「一層高い生活水準、完全雇用並びに経済的及び社会的の進歩及び発展の条件」（国連憲章第55条）を実現するという新たな理想に燃えて交渉されたハバナ憲章は、その規律の対象として貿易の自由化のみならず、雇用問題の解決や労働基準問題、開発問題、国際投資ルール、さらには競争政策上の課題（国際カルテルや制限的商慣行）まで視野に入れた野心的・先進的な条約であった。しかし、ハバナ憲章は、まさしくその先進性ゆえに各国の受け入れるところとはならず、とりわけ米国議会が同憲章を承認する見通しがまったくなかったことから、ついに発効することはなかった。このため、ハバナ憲章が効力を生ずるまでの暫定的な取極として同憲章のうちの貿易関連規定だけを先取り的に実施したGATTが、その後50年にわたり多角的貿易体制を支えることになる。

(2) GATT体制の成功の秘訣

逆説的ながら、戦後の多角的貿易体制の成功は、このように貿易政策以外の要素をそぎ落とし、貿易自由化という狭い政策課題のみを追求したGATTだからこそ可能であったと考える論者は多い。ラギーの言う「埋め込まれた自由主義」（embedded liberalism）という考え方がその典型である。すなわち、GATT体制は、国際貿易のルールとしては自由・無差別を原則とし、累次の貿易交渉（ラウンド）を通じて貿易を自由化するという原理が体制内に埋め込まれていたが、これは19世紀のパックス・ブリタニカの時代とは異なり、完全なレッセフェー

ルを求めるものではなかったと言うのである。国内的に福祉政策を実施する権限は各国政府に留保されていた³⁾。ハバナ憲章には存在していたが、GATTには受け継がれなかった雇用政策、開発政策、投資政策、競争政策なども広い意味でこれらの福祉政策に分類されると考えられる。

「埋め込まれた自由主義」を原理とするGATT体制は、徐々にその参加国を拡大し、各国における関税・非関税障壁の水準を引き下げることによって静かな成功を収めてきた。ただ、GATTの交渉原理はあくまでも現実主義的であって、過度の法的解決は避けられる傾向にあったし、何よりその組織は暫定的性格を維持したままであった。また、この時代のGATTは多分に「先進国クラブ」としての様相を呈しており、開発途上国は名目的にはGATTの締約国ではあったけれども、ほとんど貿易自由化の義務は負っておらず、むしろ国連貿易開発会議（UNCTAD）に依拠して先進国からの特惠拡大を求める立場にあった（GATT自身も1966年に「貿易と開発」と題するGATT第4部を制定して以降、開発途上国を特別扱いする態度を明確にしていった）。

パックス・アメリカナの弱体化に伴い、実はGATTも1960年代後半から1970年代初めにかけて危機の時代を迎えるのであるが、「ドル防衛」のためにとられた米国の保護主義的政策も短期的なものに終わり、1970年代初頭の石油危機もかえって「西側先進国」の結束を固める結果となって、東京ラウンド（1973—79年）の終結によって、多角的貿易体制はいっそうその基盤を強固なものとすることができた。

2 GATT体制の危機とWTO

(1) GATTからWTOへ

しかし、GATT体制は、1980年代の保護主義政策（農業補助金の拡大や輸出自主規制の横行など）によって再び危機を迎える。また、この時期における重要な政策的転換点として、米国における1984年通商法の成立が挙げられる。この時期まで米国の通商政策は多角主義一辺倒であり、二国間あるいは特定地域間のみの貿易自由化を推進するということは考えられていなかったが、1984年法によって、二国間自由貿易協定もGATTと並んで大統領の通商交渉権限（ファスト・トラック権限）の対象となったのである。これは翌1985年に米国とイスラエルとの間の自由貿易協定という形で現実化する。このことの意義は、当時はあまり深く理解されていなかったが、今にして思えば、米国が多角的貿易体制純血主義から離れていく契機となったという点で象徴的な出来事であった。

1986年に開始されたウルグアイ・ラウンドにおいては、ルール志向（国際貿易における「法の支配」の確立）が強調されるようになる。これは一方的貿易制裁の脅しを梃子に他国の「不公正貿易慣行」の是正を目指す米国通商法301条の濫用（「攻撃的単独行動主義」〔aggressive legalism〕と称された）を抑制したいという各国の思惑と合致していたし、折から有力となってきた「小さな政府」志向、市場万能主義の思想と相まって、GATTの暫定的性格を解消し、新たな国際組織を設立するというコンセンサスにつながっていく。こうして1995年に成立したのがWTOである。

WTOの組織原理はGATTと異なり、「埋め込みを脱した自由主義」(disembedded liberalism)となっているとする考え方もある⁽⁴⁾。筆者は、GATTとWTOとの間でそのように大きな断絶はなく、「埋め込まれた自由主義」の考え方は依然としてWTOでも妥当すると考えているが、たしかにGATT時代に比べてWTO体制のほうが自由貿易志向を強めており、各国の政策自由度を制約する要素が多いことは事実である。具体的には、「司法化」の進展と一括受諾主義が挙げられる。

(2) 「司法化」の進展

WTO体制の下で、一般に通商ルールはより明確化され、WTO加盟国が負う義務の内容が明らかになった。また、実体規定の充実と併せて手続規定が強化され、紛争解決了解(DSU)第23条において、米国通商法301条のような枠組みの下で一方的貿易制裁を課することが協定違反であることが明確化されるとともに、紛争解決小委員会(パネル)および新たに設立された上級委員会の権能が大幅に強化された。具体的には、パネル報告書(上訴があった場合には上級委員会報告書)の採択は「逆コンセンサス方式」(会合に参加するすべての国が採択しないという意味を示さない限り採択される)によって行なわれることとされ、GATT時代のように敗訴当事国が拒否権を行使して報告書の採択を阻止することができなくなった。これは実質的にWTO協定に関する紛争解決についてパネルおよび上級委員会が強制的かつ専属的な管轄権を有するに至ったことを意味し、手続の「司法化」⁽⁵⁾が飛躍的に進んだことになる。

WTO設立直後には、このような「司法化」の進展がどこまで現実的なものか疑問を呈する向きもあったが、設立から15年を経た今、それに疑問を抱く人は誰もいない。いくつかの事件が実際に争われた結果、米国は通商法301条を完全にWTO整合的に運用するようになっている。すなわち、WTO協定違反が疑われる「不公正貿易慣行」については、米国は一方的貿易制裁に訴えることはなく、必ずWTOの紛争解決手続を発動するようになっている。これは米国以外の国についても同様であって、通商紛争をWTOの場で司法的に解決することは当然のことと受け止められるようになっている。

2011年4月現在、累計で424件の紛争がWTOの紛争解決手続に付託されており、100件以上のパネル報告書・上級委員会報告書が採択され、そのほとんどについて敗訴当事国はWTOの勧告を実施している。この点についてのWTOの実績は見事であり、「多角的貿易体制に安定性と予見可能性をもたらす」(DSU第3条)とされる紛争解決制度の目的は十分に果たされているように思われる。

(3) 一括受諾主義

WTO体制のもうひとつの特徴は、一括受諾主義(single undertaking)である。この文言の由来は、ウルグアイ・ラウンドを開始した1986年9月のプンタデルエステ閣僚宣言にさかのぼる。そこには「交渉の開始、実施及び結果の実施は一個の事業全体の一部分(part of a single undertaking)として取り扱われる」という文言があった。この原理は、東京ラウンドの反省から生まれたもので、全体的には「法の支配」強化の流れのなかに位置付けられる。東京ラウンドでは、GATTの内容を補完し、強化する協定が多数合意されたが、それらはGATT

の全締約国が受諾を義務付けられたものではなかった。「アラカルト方式」とか「カフェテリア」方式とか呼ばれていたが、各国は個々の協定を選択的に受諾することができたのである。この結果、先進国は東京ラウンド諸協定（アンチダンピング協定や政府調達協定など）をすべて受諾したが、多くの開発途上国はこれらの協定を受諾しないままに終わった。この結果、GATT締約国同士の法的関係がきわめて複雑になったのみならず、GATT第1条がすべての締約国に一般的最恵国待遇を義務付けていることから、先進国は（東京ラウンド諸協定に参加していない）開発途上国に対しても、それら諸協定に基づく便益を均霑させる義務を負うのではないか、逆に言えば、開発途上国は東京ラウンド諸協定に参加しなくても、成果に「ただ乗り」できるのではないかという疑念を払拭できなかつた。これを是正するために導入されたのが一括受諾主義である。

一括受諾主義は、ウルグアイ・ラウンドの交渉原理として「すべてが合意されない限り何事も合意されない」（Nothing is agreed until everything is agreed.）という形で作用した。これは一方で交渉の遅延をもたらしたが、同時に交渉パッケージを大きくしてすべての参加国にとって魅力的な交渉成果をもたらすことにも成功した。また、WTO協定第2条2項にも「附属書一、附属書二及び附属書三に含まれている協定及び関係文書……は、この協定の不可分の一部を成し、すべての加盟国を拘束する」という形で反映されている。

3 WTO成立後の展開

(1) 新たなアクターの登場と正統性の危機

1995年に発足したWTOは、当初はうまく機能しているように思われた。「司法化」⁶⁾の進展はおおむね歓迎されたし、一括受諾方式に異を唱える向きは見受けられなかった。問題点が顕在化してきたのは、WTOの下で新たなラウンドを開始しようとする動きのなかにおいてであった。WTOは「附属書に含まれている協定で取り扱われる事項に係る多角的貿易関係に関する加盟国間の交渉のための場を提供する。[WTO]は、また、閣僚会議の決定するところに従い、多角的貿易関係に関する加盟国間の追加的な交渉のための場及びこれらの交渉の結果を実施するための枠組みを提供することができる」（WTO協定第2条2項）ものとされている。しかも、WTO協定中農業協定とサービス貿易協定は交渉の継続が当然のこととして予定されており、発足当初から次のラウンドの準備が開始された。1996年のシンガポール閣僚会議、1998年のジュネーブ閣僚会議を経て、1999年12月のシアトル閣僚会議で新ラウンドを立ち上げる予定になっていたが、シアトル閣僚会議は何の成果も挙げることができずに終わってしまう。

シアトル閣僚会議では、議場外での非政府組織（NGO）のデモが大きく取り上げられ、また、議場内でも開発途上国の閣僚から交渉に対する不満が公然と表明され、WTOは正統性の危機に瀕しているのではないかという疑問が呈されるようになった。

まず市民社会グループは、顔の見えない通商官僚が重要な意思決定をジュネーブの秘密会議で行なう結果、地球環境の保全を犠牲にして貿易自由化を推進したり、多国籍企業の利益を偏重して世界の貧富の差を拡大させたりすると主張した。また、開発途上国政府も、ウル

グアイ・ラウンドによって利益を得たのは結局先進国だけであるとして、さらなる自由化交渉を進める前にラウンドの結果の公平な「実施」が必要であると主張し、新ラウンドに消極的な立場をとるようになった。前述のようにシアトル閣僚会議が決裂したのは、こうした批判の声の高まりによるところが大きい。その後、2001年11月のドーハ閣僚会議でようやく新ラウンドの開始が決定されるが、交渉の折り返し点となるはずだった2003年9月のカンクン閣僚会議では何らの合意も得られず、またもや交渉は頓挫する。その後2004年7月にジュネーブで開かれた高級事務レベル会合で交渉の再開が合意され、2005年12月の香港閣僚会議、2009年11月のジュネーブ閣僚会議と一応の進展をみせてはいるものの、なお終着点はみえていない。

(2) クラブモデルの破綻

なぜこのような状況が生じたのかについて、コヘインとナイは「多数国間協調におけるクラブモデル」という概念を用いて説明している⁽⁷⁾。彼らによれば、1944年のブレトン・ウッズ会議に始まり、各国の政策協調のためのレジームは、多かれ少なかれクラブのように運営されてきたという。通商閣僚はGATTに集まり、財政担当閣僚はIMFを運営し、防衛・外交担当閣僚は北大西洋条約機構(NATO)本部に結集し、中央銀行当局者は国際決済銀行(BIS)を活動の拠点とした。とりわけGATTについては、「埋め込まれた自由主義」の原理の下で、クラブモデルがきわめて有効に機能したという。比較的少数の先進国の閣僚および彼らを補佐する交渉官らが交渉アジェンダを設定し、国内の保護主義勢力の抵抗を抑えつつ、全体としては貿易自由化の方向で取引を行ってきたのである。しかし、NGOの台頭、市民社会の声の高まりによって従来のやり方は維持できなくなっているというのがコヘインとナイの主張である。

(3) 市民社会からの批判

国際的に活動する市民社会グループの一部は、WTOのあり方について、デモその他のキャンペーン活動をしたり、先進国政府との協議を求めたりするのみならず、開発途上国政府に直接働きかけて自らの主張をWTOに提出するようになってきている。オックスファムの働きかけを受けて、ベナン、ブルキナファソ、チャド、マリという西アフリカ4カ国が、カンクン閣僚会議に向けて先進国による綿花補助金の撤廃を求める提案を提出した例はよく知られている⁽⁸⁾。

WTOの側も、こうした現状を受け、NGOとの対話には力を入れるようになってきている。閣僚会議にはNGOの参加を認めるようになってきているし、本部があるジュネーブでのブリーフィングやシンポジウムといった広報活動は盛んに行なわれている。また、いわゆる「エビ海亀」事件の上級委員会報告書⁽⁹⁾において、NGOその他の個人や団体から、紛争解決パネルに対して意見書(amicus curiae brief)を提出することが認められたことは、GATT時代の慣行とは大きく訣別するものである。また、一部の事件では、パネルや上級委員会の口頭弁論手続を一般に公開する試み⁽¹⁰⁾もなされており、透明性の強化は相当程度進んでいると評価できる。その意味では、クラブモデルからの脱却は一応進みつつあると評価できる。

(4) 開発途上国からの批判

多くの開発途上国は、ウルグアイ・ラウンドにおける交渉の成果の享受について、先進国と開発途上国との間で均衡がとれていないと主張している。不公平是正のための具体策として、開発途上国同士の連携を深めていくことや技術的・専門的知見を共有することなどが提唱され、また、開発途上国側からは効率的で公平な包括的対案を提示しなければならないという意見も根強い。個別の案件について先進国と合従連衡を図っても、結局先進国を利するだけだと言うのである。これはかつての新国際経済秩序（NIEO）を目指す動きを思わせるような南北対立の図式を前提とした議論である。

他方、現在のWTOにおいては、開発途上国自らが国際貿易ルールに法の支配をもたらすべく主体的に行動しているという論者もいる⁽¹¹⁾。柳赫秀が開発途上国の「体制内化」と呼ぶ現象である⁽¹²⁾。

4 交渉停滞の要因と打開の道

(1) 新しい意思決定方式

ドーハ・ラウンドの交渉の現状をみると、後者の見解が説得的であるように思われる。WTOにおける意思決定のなかで、開発途上国が果たす役割が格段に増大しているのである。たしかに、ウルグアイ・ラウンド終結からWTOの成立当初の一定の時期までは、GATT時代と同じような意思決定方式が行なわれていた。すなわち、米国と欧州共同体（EC）という2大勢力が中心に位置し、その周りに日本とカナダを加えた「4極」があり、さらにその周りにオーストラリアやノルウェー、スイスといった他の先進国、インドやブラジルといった主要開発途上国が同心円状に位置しているという意思決定構造である。中心部で決定された合意のたたき台は、各種の非公式協議を通じて周辺部に根回しされ、必要な調整を経たうえで、最終的には一般理事会ないし閣僚会議で（投票ではなく）「コンセンサス」によって採択されるのである。この構造のなかで最周辺部に位置する諸国は、アフリカ・グループや中南米カリブ・グループというような緩やかな組織体をもってはいたものの、その交渉上の影響力は無視しうるほど小さかった。

このような意思決定方式は、クラブモデルとは親和的であったが、市民社会や開発途上国からの異議申し立てを受けて自らの正統性を再確認しなければならなくなったWTOにとっては、必ずしも適切なものではない。カンクン閣僚会議の直後には、WTOの意思決定方式の不備が盛んに指摘され、欧州委員会のラミー委員（当時）がWTOの意思決定方式はまるで中世のようで、現代の要請にできていないと言ったと報じられた⁽¹³⁾。

しかし、その後の調整過程を経て、WTOには新しい非公式な意思決定方式が生まれつつあるようである。WTOにおける意思決定の同心円の中央部に米国とECがいることは変わっていないが、カンクン閣僚会議で農業に関する米欧共同提案が開発途上国の猛反発を受けたことから明らかかなように、もはやこの2大国だけの意思ですべてが決まるわけではない。この周りに、かつての4極ではなく、米国、EC、ブラジル、インドの「新4極」あるいはこれに日本とオーストラリアを加えたG6といったグループが存在する。また、中国もドーハ・ラ

ウンドの議論に積極的に参加するようになっていく。

(2) 交渉停滞の原因はアジェンダ設定の誤りか？

クラブモデルの破綻も是正されつつあり、開発途上国も体制内化されつつあるのだとすれば、なぜドーハ・ラウンドはかくも停滞しているのでしょうか。マトゥーとスブラマニアンは、その理由をアジェンダ設定の誤りに求める⁽¹⁴⁾。2001年にドーハ・ラウンドが始まったときは今のような交渉課題でよかったのかもしれないが、その後、米国金融業界の破綻やエネルギー価格の高騰、地球温暖化問題といった新たな課題が出現していると言う。これらを包括的に議論すべき新ブレトン・ウッズ会議が必要になっているというのである。たしかに最近になってWTOの枠組みを超える新たな交渉課題が出てきていることは事実である。彼らの論文がもし今年書かれていたら「原子力災害」もアジェンダに入っていたかもしれない。しかし、これらの課題は必要に応じ主要8カ国（G8）や20カ国・地域（G20）の場で議論すればよいのであって、ドーハ・ラウンドの議題を拡大しなければならないという結論には直接結びつかないであろう。

そもそも2001年来の交渉の歴史は、一貫して「野心の水準」（level of ambition）を引き下げる方向であった。シンガポール閣僚会議で新たな交渉課題として取り上げられた、①投資自由化、②競争政策、③政府調達、④貿易円滑化という4項目は、カンクン閣僚会議で貿易円滑化を除いて当面の議題としないことになった。現在の交渉の中心は、農業貿易の自由化、非農産物貿易の自由化、サービス貿易の自由化と通商ルールの改正交渉といった伝統的な交渉課題に回帰している（ルール交渉における漁業補助金問題のように、画期的な内容の交渉が行なわれている分野もあるが）。

(3) 一括受諾方式の呪縛

そうだとすると、交渉停滞の原因は別のところにあるであろう。かつてバーフィールドは紛争解決手続（逆コンセンサス主義）の自動性・効率性と交渉（コンセンサス主義）の停滞・非効率性を対比し、この不均衡が是正されなければ、WTOの正統性の危機がさらに深まるとの議論をしたことがある⁽¹⁵⁾。本稿の文脈で言えば、「司法化」の進展が行きすぎており、紛争解決手続以外の意思決定が遅れるなかで、交渉者の意図に反する判例が蓄積され、結果的にWTOが加盟国国内で政治的に支持されなくなるという議論である。

たしかに、米国のアンチダンピング調査手続における「ゼロイング」⁽¹⁶⁾慣行に対する上級委員会の一貫した姿勢をみると、米国内でアンチダンピング手続の強化を求める勢力との間ではそのような政治的緊張関係がすでに生じているとも言えるかもしれない。しかし、紛争解決手続の全体をみると、一般に上級委員会は司法積極主義的な判断は極力手控えており、また、ある措置がWTO協定違反とされた国は概してWTOの勧告を受け入れ、当該措置をWTO協定に整合化しているので、現時点において紛争解決手続に対する各国の不満が制御不能な水準にまで達しているとは思われない。

したがって、バーフィールドの批判がWTOのあり方全般に向けられているものだとすれば、やや悲観論に傾きすぎであると評価することができよう。しかし、新ラウンド停滞の原因に限って言うならば、彼の主張にも一理あると思われる。

すなわち、ドーハ・ラウンド交渉が妥結に至らない理由のひとつに、コンセンサス方式の延長としての一括受諾方式の呪縛があると思われる。交渉者は、「すべてが合意されるまで何事も合意されない」という原則に縛られて、大胆な取引ができなくなっているのではないだろうか。特に前述のように交渉内容が限定されてくると、ウルグアイ・ラウンドのような分野横断的な取引（例えばインドが繊維貿易の自由化と引き換えに知的財産権保護の強化を受け入れたような）はますます成立しにくくなる。

一括受諾方式を修正して、ある程度の可変性（variable geometry）を認めてはどうかという提案はかなり以前からなされている⁽¹⁷⁾。たしかにルール交渉の一部やサービス貿易交渉で「参照文書」（reference paper）方式で新たなルールに合意するような場合には、一括受諾の対象外とし、一種の複数国間協定として扱うことはできるであろう。しかし、農業や非農産品の市場アクセス交渉について一括受諾の対象外とするということは考えにくい。

ラミーWTO事務局長が強調しているように、政治的決断でとにかくまとめてしまうしか解決策がないのであろうが、各国の現状をみると、なかなかそのような合意は難しいように思われる。

そうだとすると、ドーハ・ラウンドの停滞はしばらく続き、WTOの機能不全も解消されないということになる。他方、現時点での「野心の水準」は十分低いとも評価できるので、いったん政治的決断さえあれば、比較的短時間で交渉をまとめ上げることも不可能ではないであろう。

おわりに

最後に強調しておきたいのは、WTOの機能不全はもっぱらドーハ・ラウンドの機能不全であって、それ以外の部分ではWTOはほぼ設計どおりに機能しているということである。紛争解決については言うまでもないが、ラウンド以外での市場アクセス改善（いわゆるITA〔情報技術協定〕など）は行なわれているし、貿易政策審査制度や各国の保護主義的政策に対する監視なども成功している。ラウンドと並んで機能不全が目立つのは、地域貿易協定に対する審査であるが、これも各国が多角的貿易体制と地域主義を政策面で両立させようとしている以上、WTOの力だけではどうしようもない部分がある。もとをたどれば、これは1984年の米国の政策転換からきている現象であり、各国の通商政策について「埋め込まれた自由主義」の発想が共有されている限り、WTOと地域貿易自由化は不安定ながらも共存関係を保っているのではないだろうか⁽¹⁸⁾。

WTOは機能不全に陥っているので、もうこれを見限り、大きな地域貿易自由化の流れ（例えばTPP）に乗り換えるべきだと考える人もいるかもしれない。これは、ちょうどウルグアイ・ラウンドが開始された頃に一部で主張されていた「ミニガット」（経済協力開発機構〔OECD〕加盟国だけで自由貿易協定を作ろうというような発想）と類似した考え方である。当時も、今と同じく、義務を引き受けずに権利ばかり主張するインドやブラジルと一緒に多角的貿易体制を維持していくことはできないと考える人はいたのである。前回うまくいかなかった構想が今回はうまくいくであろうと考える根拠は何だろうか。米国の政策変更であろう

か。しかし筆者の理解ではTPPはミニガットと異なり、WTOからの脱退を前提とはしていない。もしTPPあるいは大西洋間経済連携協定（TAP）がWTOの代替物として構想されるような日がくれば、それは多角的貿易体制の終焉を意味するであろうが、幸い現状はそのようにはなっていない。

- (1) WTO PRESS/628 (7 April 2011) WORLD TRADE 2010, PROSPECTS FOR 2011.
- (2) この間の経緯をウルグアイ・ラウンドにおける貿易自由化交渉と比較したものとして、Winham (1992) 参照。
- (3) Ruggie (1982), pp. 195–231.
- (4) Ford (2003), pp. 60–61.
- (5) 「司法化」にカギカッコを付けているのは、WTO協定中には紛争解決手続を裁判類似の制度とするという規定は見当たらないからである。少なくともウルグアイ・ラウンドの交渉者の主観的意図としては、強力な裁判所組織を作るつもりはなかったし、裁判を連想させるような文言は慎重に排除されている。「上訴裁判所」と言わず、「上級委員会」(Appellate Body) というような文言を用いていることが典型的である。しかし、その後の実務は交渉者の意図とはかけ離れ、きわめて裁判に近い運用がなされるようになった。
- (6) 伊藤 (2010)。
- (7) Keohane and Nye (2001), pp. 264–291.
- (8) Oxfam (2004). こうした動きを受け、2004年11月にはWTOに綿花問題に関する特別小委員会が設置された。
- (9) *United States—Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products*, WT/DS58/AB/R, 12 October 1998. 「エビ海亀」事件は、海亀保護のため米国が特定の漁法以外でとられたエビの輸入を禁止したことについて、マレーシアその他の諸国がWTOに申し立てた事件。
- (10) 「法廷」があるわけではなく、「傍聴席」もないので、会合の様態をテレビ (CCTV) で中継し、別室のモニタリングルームでの視聴を許すという形式をとる。
- (11) Ford (2003), pp. 161–186.
- (12) 柳 (1998)。
- (13) “The WTO under Fire,” *The Economist*, 18 September 2003.
- (14) Mattoo and Subramanian (2009).
- (15) Barfield (2001).
- (16) ゼロイングとは、ダンピング価格差の計算に当たり、国内価格よりも高い値段で輸出された商品については、価格差を「ゼロ」とみなし、ダンピング認定の資料としないやり方。
- (17) 一例として、Sutherland et al. (2005), p. 61.
- (18) 小寺 (2007) も結論的に同趣旨。

■参考文献

- 伊藤一頼 (2010) 「WTOにおける紛争処理の意義と限界——司法化の進展と政治的解決の位相」『国際問題』597号、34–43ページ。
- 小寺彰 (2007) 「FTAとWTO——代替か、補完か？」『国際問題』566号、5–12ページ。
- 柳赫秀 (1998) 「WTOと途上国——途上国の『体制内化』の経緯と意義」『貿易と関税』(日本関税協会) 46巻7号—48巻9号。
- Barfield, Claude E. (2001) *Free Trade, Sovereignty, Democracy: The Future of the World Trade Organization*, The AEI Press.

- Ford, Jane (2003) *A Social Theory of the WTO: Trading Cultures*, Palgrave MacMillan.
- Keohane, Robert O. and Joseph S. Nye, Jr. (2001) “The Club Model of Multilateral Cooperation and Problems of Democratic Legitimacy,” in R. B. Porter et al. eds., *Efficiency, Equity, and Legitimacy: The Multilateral Trading System at the Millennium*, Brookings Institution.
- Mattoo, Aaditya and Arvind Subramanian (2009) “From Doha to the Next Bretton Woods: A New Multilateral Trade Agenda,” *Foreign Affairs*, January/February 2009.
- Oxfam (2004) *‘White Gold’ Turns to Dust: Which Way Forward for Cotton in West Africa?* Oxfam Briefing Paper 58.
- Ruggie, John Gerard (1982) “International regimes, transactions, and change: embedded liberalism in the postwar economic order,” *International Organization*, Vol. 36, No. 2.
- Sutherland, Peter et al. (2005) *The Future of the WTO: Addressing institutional challenges in the new millennium*, WTO.
- Winham, Gilbert (1992) *The Evolution of International Trade Agreements*, University of Toronto Press.